

# 山梨県公報

号外第六十九号

平成十九年

九月二十八日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………一

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………一

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………二

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則……………五

## 規 則

### 山梨県規則第四十五号

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(県税等の郵便振替に関する規則及び山梨県特定郵便局舎整備資金貸付規則の廃止)

### 第一条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 県税等の郵便振替に関する規則(昭和三十九年山梨県規則第九号)

二 山梨県特定郵便局舎整備資金貸付規則(昭和三十九年山梨県規則第六十号)

(山梨県病院事業財務規則の一部改正)

第二条 山梨県病院事業財務規則(昭和四十四年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「、郵便為替証書」を削る。

(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「郵便事業」を「郵便事業株式会社を設置する郵便事業株式会社(平成十七年法律第九十九号)第三条第一項第一号に掲げる業務」に改める。

(山梨県景観条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県景観条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の十一の項口(1)中「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十条第一項」を「郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第五条」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。次項において「整備法」という。)(第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の規定による払込みについては、第一条の規定による廃止前の県税等の郵便振替に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に存する整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、第二条の規定による改正前の山梨県病院事業財務規則第十九条の規定は、なおその効力を有する。

### 山梨県規則第四十六号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式から第十四号様式までの規定、第三十一号様式、第三十四号様式及び第三十八号様式中「~~ニ付~~」を削る。

第四十五号様式中「~~ニ付~~」を「~~ニ付~~」に改め、「~~ニ付~~」を削る。

第四十六号様式及び第百五十七号様式中「~~ニ付~~」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

山梨県規則第四十七号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

（知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第一条 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成八年山梨県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「の引受けの」を「に係る」に改める。

第一条中「知事の所管に属する信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改め、「規定する公益信託」の下に「であつて知事の所管に属するもの」を加え、「引受けの」を削る。

第二条の見出し中「引受け」を「公益信託」に改め、同条中「第六十八条の規定により公益信託の引受け」を「第二条第一項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第一項に規定する信託をいう。以下同じ。）の設定趣意書

第二条第二号中「信託行為」の下に、「（信託法第二条第二項に規定する信託行為をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「信託財産」の下に、「（信託法第二条第三項に規定する信託財産をいう。以下同じ。）」に属する財産」を加え、同条第四号中「委託者となるべき者の」を「委託者（信託法第二条第四項に規定する委託者をいう。

以下同じ。）となるべき者の」に改め、同条第五号中「受託者となるべき者の」を「受託者（信託法第二条第五項に規定する受託者をいう。以下同じ。）となるべき者の」に改め、同条第八号中「引受け当初の事業年度」を「信託の引受けが行われる日の属する信託事務年度」に、「事業年度（事業年度）」を「信託事務年度（信託事務年度）」に改め、「あつては、」の下に「信託の」を加える。

第三条中「公益信託の引受け」を「法第二条第一項」に改め、「（以下「受託者」という。）」を削り、「財産」を「信託財産に属する財産」に改める。

第四条第一項中「毎事業年度」を「毎信託事務年度」に、「事業年度の」を「信託事務年度の」に改める。

第五条中「毎事業年度」を「毎信託事務年度」に改め、同条第一号及び第二号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条第三号中「事業年度末」を「信託事務年度末」に改め、同条第四号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加える。

第六条中「第六十九条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第七条の見出しを「（特別の事情が生じた場合の信託の変更に係る書類の提出）」に改め、同条第一項中「第七十条の規定による信託条項の変更を申し立てようとする」を「第五条第一項の特別の事情が生じたと認める」に改め、「添付した申立書を」を削り、同項第一号及び第二号中「信託条項」を「信託」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「信託条項」を「信託」に、「申立書に添付しなければならない」を「知事に提出しなければならない」に改める。

第十条を次のように改める。

（受託者の任務終了の届出）

第十条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了したときは、遅滞なく、受託者の任務終了の事由を記載した書類を添付して、書面によりその旨を知事に届け出なければならない。

第十三条を次のように改める。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第十三条 信託管理人は、信託法第二百一十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

第十七条を次のように改める。

(信託の終了の報告等)

**第十七条** 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託終了の事由を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 清算受託者(信託法百七十七条に規定する清算受託者をいう。)は、信託の清算が終了したときは、精算結了後一月以内に、次に掲げる書類を添付して、書面によりその旨を知事に報告しなければならない。

一 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算結了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十七条を第三十条とする。

第十六条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、第十五条を第二十八条とし、第十四条を第二十七条とし、第十三条を第二十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

(信託管理人の解任の請求)

**第二十四条** 委託者又は他の信託管理人は、信託法百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 解任を請求しようとする理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

**第二十五条** 利害関係人は、信託法百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第六号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

**第二十六条** 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法百六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十二条中「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び法第八条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条中「法第四十九条第一項及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第一号中「選任を請求しようとする理由」を「受託者の任務終了の事由」に改め、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

**第十七条** 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求しようとする理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

**第十八条** 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定により同項各号に掲げる行為(次項において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

**第十九条** 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

**第二十条** 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解任を請求しようとする理由を記載した書類
- 二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

**第二十一条** 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求しようとする理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類
- 第十条を第十五条とする。

第九条中「若しくはその相続人」を削り、「法第四十七条及び第七十二条」を「信託法第五十八条第四項及び法第八条」に改め、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十四条とする。

第八条中「第七十一条」を「第七条」に改め、同条第一号中「及び信託財産」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務（信託法第二十九条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。第十九条第一項、第二十三条及び第二十六条において同じ。）」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

**第十三条** 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 選任を請求しようとする理由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類
- 第七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

**第八条** 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第四百九条第四項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の変更案及び新旧対照表

四 その他知事が特に必要と認める書類

2 受託者は、前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、事業計画書及び収支予算書の変更案及び新旧対照表を知事に提出しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

**第九条** 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第五百一十一条第三項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五百一十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他の信託法の定める信託の併合の手續を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第六号から第九号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「信託の引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

**第十条** 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割（信託法第二十一条に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十五条第三項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

**第十一条** 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割（信託法第二条第十一項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十九条第三項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手續を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第六号から第九号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

別記様式中（第16条関係）を「第29条関係」とし、「の引受けの」を「に係る」とし、「第16条第1項」を「第29条第1項」とし、「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」とし、「第67条 公益信託」を「第3条 公益信託」とし、「第69条 弁護士」を「第4条 弁護士」とし、「第16条 知事」を「第29条 知事」とし、「第67条及び第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」と改める。

（山梨県事務決裁規則の一部改正）

**第二条** 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表私学文書課の項第二号中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に改め、同号一中「第六十九条第一項」を「第四条第一項」に改め、同号二中「第七十条」を「第五条第一項」に、「信託条項」を「信託」に、「認可」を「命令」に改め、同号に次のように加える。

3 第六条の規定による信託の変更の許可			
---------------------	--	--	--

**附則**

（施行期日）  
1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。  
（山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の十一の項中「の引受けの」を「に係る」に、「第十五条」を「第二十八条」に改める。  
別表第二の二の項中「の引受けの」を「に係る」に、「第十五条第七号」を「第二十八条第七号」に改める。  
別表第三の十の項中「の引受けの」を「に係る」に、「第十五条」を「第二十八条」に改める。

**山梨県規則第四十八号**

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年九月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県障害者幸住条例施行規則（平成五年山梨県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項イ(5)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改める。

**附則**

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番